

随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人島根大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(11%) 7	(13%) 148
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(6%) 4	(4%) 46		
随意契約		(94%) 58	(96%) 1064	(81%) 50	(80%) 891
合 計		(100%) 62	(100%) 1,110	(100%) 62	(100%) 1,110

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0

一般競争入札等	競争入札			(0%)	(0%)
				0	0
	企画競争	(20%)	(8%)	(20%)	(8%)
		1	12	1	12
随意契約		(80%)	(92%)	(80%)	(92%)
		4	130	4	130
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		5	142	5	142

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(12%)	(15%)
				7	148
一般競争入札等	競争入札			(7%)	(6%)
				4	59
	企画競争	(5%)	(4%)	(0%)	(0%)
		3	34	0	0
随意契約		(95%)	(96%)	(81%)	(79%)
		54	934	46	761
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		57	968	57	968

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年3月末までに、以下の(1)③, (2)及び(3)の措置を講じ、準備作業を必要とする(1)①, ②については、平成20年10月を目途に措置を講ずることとし、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 情報システム、物品調達等において、総合評価落札方式による一般競争入札の導入拡大を図る。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成等の各種入札手順を具体的に示す。
(平成20年10月を目途に作成予定)
- ③ プロジェクトチームの設置
上記措置を行うため、本学にプロジェクトチームを設置

(2) 複数年度契約の拡大

物品調達・役務の提供等の契約においては、複数年度にわたる契約を可能なものから順次拡大するものとする。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、入札の方法等について検討を行う。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名： 国立大学法人島根大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考	
1	新日本監査法人 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	法定監査人報酬	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年6月30日	11,970,000	企画公募	独立行政法人通則法第40条の規定に基づき、文部科学省から選任された機関であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他(引き続き企画競争・公募を実施)	企画競争を実施	18		
2	独立行政法人国立印刷局	平成19年度入学者選抜試験問題	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年12月21日	7,767,992	随意契約	秘密の保持が必要となる試験問題を作成するにあたり、これに代わる機関がないため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	6		
3	東京都文京区本駒込二丁目28番45号 社団法人 日本7イットブ協会	医療用線源 ニュークトロ社(オランダ)製 80361リジウム194γ系 外6点	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月27日	19,621,455	随意契約	国内における唯一の販売機関であるため (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	単価契約 医療用線源 ニュークトロ社(オランダ)製 80361リジウム194γ系 単価1,198,050円	
4	東京都文京区本駒込二丁目28番45号 社団法人 日本7イットブ協会	放射性医薬品 Ga-67かん酸ガリウム-Ga67注射液 外113点	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月27日	74,784,255	随意契約	同上	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	単価契約 Ga67かん酸ガリウム-Ga67注射液37Mq 単価10,710円	
5	島根県出雲市塩冶町223-7 財団法人 島根難病研究所	MRI検査委託業務 MRI-CT検査(単純) 外7点	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月27日	27,363,795	随意契約	患者の移動に係る肉体的、精神的負担を考慮し、近隣の検査機関でなければならないため (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	単価契約 MRI-CT検査(単純) 単価14,294.70円	
合計					141,507,497							0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。
 なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
 電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
 複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
 なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名： 国立大学法人島根大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
----	-------------------	---------------------------------	-----------------------------	----------	----------------	------	--------------------------------	--------	-------	------	----

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名： 国立大学法人島根大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(4月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	13,765,653	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
2	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(5月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	12,190,667	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
3	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(6月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	11,983,698	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
4	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(7月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	13,213,224	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
5	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(8月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	15,375,263	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
6	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(9月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	15,884,253	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
7	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(10月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	12,777,047	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
8	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(11月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	11,922,464	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
9	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(12月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	12,371,525	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
10	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(1月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	13,967,685	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
11	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(2月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	14,406,401	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
12	中国電力榑松江取扱店 松江市東朝日町5番地1	電気料(3月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成16年3月3日	13,287,767	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
13	松江市水道事業管理者 松江市北田町	上下水道料金(3,4月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	7,125,043	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
14	松江市水道事業管理者 松江市北田町	上下水道料金(5,6月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	7,485,679	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名： 国立大学法人島根大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
15	松江市水道事業管理者 松江市北田町	上下水道料金(7,8月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	9,249,985	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
16	松江市水道事業管理者 松江市北田町	上下水道料金(9,10月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	7,889,465	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
17	松江市水道事業管理者 松江市北田町	上下水道料金(11,12月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	8,697,044	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
18	松江市水道事業管理者 松江市北田町	上下水道料金(1,2月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	7,086,033	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるをえないもの	8	
19	富士ゼロックス(株)山陰営業所	複写機保守(34台)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	19,251,585	随意契約	5年の賃貸借期間を経過するまで、契約の変更ができないため。	見直しの余地あり	一般競争入札に移行 (平成20年度から順次)		
20	富士ゼロックス(株)山陰営業所	複写機借上(34台)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	6,041,490	随意契約	5年の賃貸借期間を経過するまで、契約の変更ができないため。	見直しの余地あり	一般競争入札に移行 (平成20年度から順次)		
21	㈱ワークスアプリケーションズ	給与システム	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年8月23日	15,225,000	随意契約	契約の性質上競争を許さないため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	平成18年度限り		
22	エルゼビア・ビー・ブイサイエンス・アンド・テクノロジー	電子ジャーナル	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	34,250,167	随意契約	契約の性質上競争を許さないため。 (契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
23	Springer Science and Business Media B.V. Peter Hendriks President Global Sales and Marketing	電子ジャーナル	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	6,223,233	随意契約	契約の性質上競争を許さないため。 (契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
24	Swets Information Services BV Arie Jongejan Director	外国雑誌	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	13,374,100	随意契約	・外国雑誌の発注は前年度の9月末頃に行う必要があるが、購入タイトルが決定するのは8月末なので、時間的に無理があり一般競争に付することができない。 ・雑誌情報は、迅速かつ遅延なく供給されることが重要で、安定供給のためには、取引実績のある業者であることが望ましい。 ・近年、電子資料の比率が高くなり、また納品データなど各大学の図書館システムへの電子的対応も求められるため、これに対応できる業者が非常に限られる。 ・一般競争にはなじまないが、取引実績や対応可能な数業者で毎年見積もりあわせを行い、できる限り安価で契約できるよう努めている。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
25	㈱紀伊國屋書店 広島営業所	外国雑誌	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	24,582,600	随意契約		その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
26	ユサコ(株)	外国雑誌	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	6,247,500	随意契約		その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名： 国立大学法人島根大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
27	丸善㈱ 広島支店	外国雑誌	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	21,560,186	随意契約	26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
28	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(4月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	15,165,067	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
29	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(5月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	15,047,715	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
30	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(6月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	16,368,992	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
31	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(7月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	17,820,940	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
32	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(8月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	19,015,592	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
33	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(9月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	16,001,551	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
34	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(10月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	14,653,403	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
35	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(11月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	14,549,709	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
36	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(12月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	15,648,949	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
37	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(1月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	15,711,157	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
38	広島市中区小町4番3号 中国電力株式会社	電気需給契約(2月分)	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年4月1日	14,602,650	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名： 国立大学法人島根大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
39	出雲市今市町1-151番地 出雲ガス株式会社	プロパンガス 平成19年2月分	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年1月31日	10,771,728	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
40	出雲市姫原2丁目9-1 出雲市上下水道局	上下水道 平成18年2・3月分	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	16,003,137	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
41	出雲市姫原2丁目9-1 出雲市上下水道局	上下水道 平成18年4・5月分	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	10,413,383	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
42	出雲市姫原2丁目9-3 出雲市上下水道局	上下水道 平成18年6・7月分	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	20,909,969	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
43	出雲市姫原2丁目9-4 出雲市上下水道局	上下水道 平成18年8・9月分	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	26,871,244	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
44	出雲市姫原2丁目9-5 出雲市上下水道局	上下水道 平成18年10・11月分	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	16,978,158	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
45	出雲市姫原2丁目9-6 出雲市上下水道局	上下水道 平成18年12月、平成19年1月分	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	契約行為 無	14,699,549	随意契約	公共的な供給を受けるものであり、提供を行う業者が一であるため。 (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
46	東京都品川区東品川4-10-13 東芝住電医療情報システムズ株式会社	島根大学医学部高速ネットワークシステム一式の保守	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月30日	11,130,000	随意契約	メーカーが直接保守を行っているため (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	見直の余地あり	一般競争入札に移行 (平成19年度において当該システムの次期更新（保守を含む）をリース契約（平成20年4月から5年間）で実施した。）		
47	松山市萱町2-4-5 株式会社マミーズファミリー	島根大学医学部附属病院内保育所の運営	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月23日	22,094,977	随意契約	院内保育所については、企画競争により業者を選定し平成18年4月から運営を開始したところであり、平成19年度契約においては、利用者の要望等による保育方針及び運営方針等の見直しを行っている状況であり、契約実績のある業者の助言が必要であるため (国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	見直の余地あり	競争入札に移行（価格競争） (20年度契約から)		
48	島根県出雲市浜町218番地1 成和産業株式会社出雲営業所	血液製剤 人全血液-LR「日赤」（「局」人全血液）外50点	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月30日	125,441,612	随意契約	県内における唯一の販売代理店であるため (国の物品等の調達手続の特例を定める政令第11条、国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	17	単価契約 人全血液-LR「日赤」（「局」人全血液） 単価7,933円

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名： 国立大学法人島根大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
49	東京都立川市曙町二丁目41番19号 株式会社 エスアールエル	臨床検査委託業務	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月29日	15,494,430	随意契約	検査値の後追いが必要か検査項目、基準値に開きがあり検査機関が変更すると継続性が保てない検査項目及び検査項目の特殊性のため基準値での比較ができない検査項目については、検査機関が変更になれば患者の生命に重大な影響を与えかねないため（国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	14	単価契約 HLA-A、B（血清対応型タイピング） 単価15,750円
50	東京都品川区東品川4-10-13 東芝住電医療情報システム株式会社	医療画像ネットワークシステム 横河電機（株）製1式 保守	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月30日	8,610,000	随意契約	本システムにおける唯一の保守代理店であるため（国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
51	島根県簸川郡斐川町富村646 島津システムズ株式会社中四国支店島根営業所	3検出器型ガンマカメラシステム 米国ピッカー社製（PRISM-IRIX）1式 保守	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月30日	5,775,000	随意契約	国内における唯一の保守代理店であるため（国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
52	伊藤建設（株）	島根大学（川津）アスベスト撤去工事	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成18年6月29日	44,625,000	工事希望型指名競争	再度の入札をしたが落札者がいないため（契約事務取扱規則第26条第2項第5号）	その他	平成18年度限り		
53	松江土建（株）	島根大学（川津）教育学部3期棟改修工事	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年1月17日	46,515,000	一般競争	再度の入札をしたが落札者がいないため（契約事務取扱規則第26条第2項第5号）	その他	平成18年度限り		
54	（株）日新電工	島根大学（川津）教育学部3期棟改修電気設備工事	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年1月17日	7,035,000	一般競争	再度の入札をしたが落札者がいないため（契約事務取扱規則第26条第2項第5号）	その他	平成18年度限り		
55	㈱総合設備コンサルタント広島事務所	島根大学（川津）教育学部校舎Ⅱ期改修設計業務（設備）	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月5日	8,505,000	企画競争・公募	標準型プロポーザル方式により、選定委員会で審査し業者を特定したため（契約事務取扱規則第26条第1項）	その他	平成18年度限り		
56	㈱丸川建築設計事務所	島根大学（川津）教育学部校舎Ⅱ期耐震改修その他設計業務	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月13日	14,700,000	企画競争・公募	標準型プロポーザル方式により、選定委員会で審査し業者を特定したため（契約事務取扱規則第26条第1項）	その他	平成18年度限り		
57	㈱小草建築設計事務所	島根大学（川津）総合研究棟（法文）他耐震改修その他設計業務	国立大学法人 島根大学長 本田 雄一 松江市西川津町1060番地	平成19年3月26日	11,025,000	企画競争・公募	標準型プロポーザル方式により、選定委員会で審査し業者を特定したため（契約事務取扱規則第26条第1項）	その他	平成18年度限り		
合計					967,618,669						

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名： 国立大学法人島根大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
----	-------------------	---------------------------------	-----------------------------	----------	----------------	------	----------------------------	--------	-------	------	----

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）以外の者（その他の公益法人、民間法人等）との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分（1～12）に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類 型 区 分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。